

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示案について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、厚生労働省関係告示について所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

- 改正法第3条による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項において、障害福祉サービスとして、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が新たに創設されたことに伴い、就労系障害福祉サービス（就労移行支援及び就労継続支援）を対象としている各制度の一部について、就労選択支援をその対象に追加するとともに、条項の移動等に伴う所要の規定の整理を行う。
- 就労選択支援とは、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する障害福祉サービスである。

具体的には、障害者に短期間の生産活動の機会を提供し、障害者本人の就労に関する適性や知識・能力の評価を行うため、就労選択支援事業所に短期間通い、生産活動を行うこととなり、就労選択支援の支援全体を実施する期間としては、概ね2週間（最大でも2か月程度）を想定している。

なお、就労選択支援の実施に当たっての運用の整理、周知等に一定の時間を要することを踏まえ、第136回社会保障審議会（障害者部会）の審議を経て、令和7年10月1日を施行期日とする方針が了承された。

3. 根拠条項

- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第3条第1号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）第3条第1号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第4条第1項第7号
- 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年厚生省令第12号）第3条第1項第10号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条第8項
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項第2号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号イ(2)(一)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)(一)

- 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号）第2条第5号

4. 適用期日等

- 告示日：令和7年3月（予定）
- 適用期日：令和7年10月1日